

就労継続支援B型事業所 チューリップの家運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が開設するチューリップの家（以下「事業所」という。）において実施する指定就労継続支援B型事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従事者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 チューリップの家
- (2) 所在地 長野県千曲市杭瀬下四丁目181番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤専従又は兼務）

管理者は、従業者の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名以上（1名は常勤専従）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- ア 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画を作成すること
- ウ 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- エ 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。
- オ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- カ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと

（3）職業指導員 1名以上

職業指導員は、就労継続支援B型計画に基づき、適切な就労継続支援の提供にあたる。また、利用者の作業訓練に関し、相談、助言、指導を行う。

（4）生活支援員 2名以上

生活支援員は、就労継続支援B型計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

（5）目標工賃達成指導員 常勤換算1名以上

工賃向上計画に掲げた工賃目標の達成に向けて、積極的に取り組むために指導を行う。

（6）事務職員 1名以上

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

午前9時から午後4時30分までとする。

(5) 前3、4号の規定にかかわらず、必要と認めるときは、営業日、営業時間、及びサービス提供時間を変更することができる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20人とする。

(指定就労継続支援B型の内容)

第7条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (3) 施設外支援の実施
- (4) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (5) 健康管理
- (6) 実習の実施
- (7) 求職活動の支援及び求人の開拓
- (8) 就職後の職業生活における相談等の支援
- (9) 前項各号に掲げるもののほか、利用者に必要な相談支援及び助言等

2 事業所は、指定就労継続支援B型の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者)

第8条 指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 精神障害者
- (2) 知的障害者

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項第1号に規定により算定された訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 日用品費の実費
 - (2) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、千曲市の全域とする。ただし、会長が特に認めた場合は、区域を越えて実施することができる。

(工賃の支払)

- 第11条 利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支給規定に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
- 2 前項の場合における1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第12条 利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。
- (1) 外出する際は、事前に事務所に届け出るものとする。
 - (2) 施設内の設備、器具は本来の用法に従って利用するものとし、これに反した利用により破損が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
 - (3) 施設内での飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使、そのほか迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。
 - (4) 貴重品については、利用者の責任で管理するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額

等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時における対応）

- 第14条 指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

- 第15条 指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

- 第16条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

- 第17条 事業所は、提供した指定就労継続支援B型に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項の規定により長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報保護）

第 18 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 19 条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（協力医療機関）

第 20 条 事業所は利用者の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

- 1 名称 医療法人篠ノ井橋病院
- 2 所在地 長野県千曲市大字雨宮 1 6 3 6 番地

（その他運営に関する重要事項）

第 21 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次とおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援 B 型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援 B 型を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援 B 型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。